

2019年11月25日

大阪市浪速区長
榊 正文 様

大阪市職員労働組合
浪速区役所支部支援部
本部書記次長 大上

2020年度要員確保に関する申し入れ

区行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市においては、「市政改革プラン2.0」により、大幅な事務事業の見直しや、経営形態の変更、民営化への流れが具体化されている。こうした中、本年10月には人事室より一律1%見直しの「人員マネジメント」等が示されたが、施策や事業のあり方について具体の考え方が明らかにされぬまま、職員数の削減計画達成に向けた数字合わせともいえる「人員削減ありき」の姿勢は極めて問題であることを申し上げておく。

行政内容の質や水準を低下させないために、業務内容・業務量に見合った要員配置が必要であると考える。また、それらは、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、次の点について申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう申し入れる。

記

1. 2020年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを検討する場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る十分な情報を提供すること。
2. 恒常的に繁忙状況が生じている部門が固定化している状況となっており、また、新たに労使合意を行った超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇にかかる総務省からの通知を踏まえた取り扱いが、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置を含む措置はもちろんのこと、従前の手法を見直し、実効あるとりくみを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。
3. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。
4. 一般事務・技術職以外の免許職員等にかかる総枠について、業務執行に支障のないよう対応し、職員

の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うこと。

5. 「4 条任期付職員」の任用について、雇用や勤務労働条件に不安を抱くことのないように責任ある対応を行うとともに、勤務労働条件に変更が生じる事項については時機を失する事のないよう交渉・協議を行うこと。さらに、実態的な本務化を含めたさらなる処遇改善をはかること。
6. 2020 年 4 月から新たに設置される「会計年度任用職員」については、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。
7. 「大規模災害」にかかる行政対応に関わって、深刻な人手不足が明らかな状況となっていることから、初動時体制の在り方を含め、現場実態を踏まえた検討をさらに行いつつ、勤務労働条件が十分確保されるように対応すること。また、被災自治体への支援などについて、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行ない、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
8. 区長会議の「各区役所の職員配置数について（提言）」に関わっては、職場に労働過重と混乱を招くことなく、市民サービスの後退につながらせることのないようにすることは当然のことであり、また、あるべき「仕事と人の関係」について緻密な検証を積み上げながら「必要な市民サービス」に的確に対応でき得る「適正な職員配置数」を導くことが必要であることから、所属として責任ある対応をはかること。
9. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスの低下を来すことから、慎重に検討すべきであり、「事業の統合」「委託化」などといった課題については、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、事前に十分な交渉・協議を行うこと。

以 上